

J R 東海労働組合関西地「申」第 35 号  
2 0 1 8 年 5 月 2 2 日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 大山 隆幸殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「新大阪駅における貸与被服確認」に関する申し入れ

新大阪駅において、「貸与被服確認について」と題した掲示が掲出された。掲示内容は、貸与されているすべての被服を確認するため、被服と印鑑（シャチハタ不可）を持っていくこと。及び、確認する期間と時間を厳守するようになっている。

この会社掲示の内容からして、今回の「貸与被服の確認」は社員に対する業務指示であることは間違いない。しかし、社員は被服の確認を休憩時間や出勤前、退出後、休みの日に行っているのが実情であり、組合としては看過出来ない問題であると考える。

よって、以下の通り申し入れるので早急に協議の場を設定すること。

記

1. 新大阪駅において、2015年、2016年と今回で3回目となる。貸与被服の確認を実施する理由を明らかにすること。
2. 貸与被服確認を超過勤務扱いとして15分付与すること。

以 上